

奈良県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十三号

奈良県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県土採取規制条例施行規則（昭和四十九年九月奈良県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号を次のように改める。

三 独立行政法人労働者健康安全機構

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。